

特定非営利活動法人 NPO ひかり
後見支援員委嘱について

法人後見事業に新たに6名の「後見支援員」を配置し、その活躍が期待されるところです。以下、後見支援員養成、後見支援員に係る諸々の要綱・規程を整備しました。

- ① 後見支援員養成研修実施要綱 施行 H28, 4, 1
- ② NPO ひかり後見業務実施規程 施行 H29, 1, 1
- ③ 後見支援員認定資格規程 施行 H29, 3, 1
- ④ NPO ひかり事務局規程 施行 H29, 4, 1
- ⑤ NPO ひかり役員（理事・監事）選任規程 施行 H29, 4, 1

後見支援員に関する以外の規定・変更

- ① 定款細則（事務所賃借料等）改定 施行 H27, 7, 21
- ② 後見支援相談及び後見業務に関する規程 施行 H28, 12, 17
（成年後見利用相談）（後見業務規程）
- ③ 特定非営利活動法人 NPO ひかり表彰規程 施行 H28, 5, 1
- ④ 公益通報者保護に関する通報・相談 規程 施行 H28, 3, 19

（後見支援員の役割について）～

後見支援員とは、NPO ひかり [成年後見利用相談及び後見業務規程](#) に則り、特定非営利活動法人が実施する後見支援業務のうち、事業所・入所施設及び居宅（ケアホーム等）、病院等を訪問し、面談により、後見支援利用者（被後見人）の身上監護・財産管理を実施する。尚、後見業務中は、身分証を携行し、掲示しなければならない。また、場合によっては、後見支援利用相談、後見支援会議・事業所等の会議への参加・法人事務など必要とされる業務を担う事がある。

（認定資格要件について）

～後見支援員認定資格規程 [第 45 回理事会承認（H29, 2, 16）抜粋](#)～

第2条 NPO ひかりにおける認定要件は、下記に示す項目に該当し、後見支援員登録を済ませた者とする。

- ① 運営会員（ボランティア）の中から法人の指定する養成研修に参加し、定められた時間の後見支援実習を行った者。
- ② 過去に特定非営利活動法人 NPO ひかりの役員経験を持ち、専ら後見支援を担当

した運営会員。(実習免除となるが、養成研修の要受講)

- ③ 現任役員(監事を除く)であって、任期中は、必要な研修などを受ける義務を持ち、後見支援員と見なす。(みなし後見支援員)

(身分及び待遇について)

～ 特定非営利活動法人 NPO ひかり 後見業務 実施規程第43回理事会承認 (H28,7,22) ～
第6条 後見支援員認定資格を取得し、必要書類を提出し審査後、委嘱状が交付され、委嘱状をもって採用を決定する。委嘱は2年間とする。

(後見支援員養成研修について)

～後見支援員 養成研修実施要綱 抜粋～

(目的)

第1条 この要綱は、NPO ひかりが法人後見人として、次代を担う人材の育成を進めていくため、そして、後見支援を必要とする人々の安心・安全、また、幸福に暮らせる環境の構築に寄与するため「後見支援員」の養成を実施する。

(研修期間)

第7条 この研修の期間は概ね3ヶ月とする。ただし、実習等による多少の変更がある。

(研修カリキュラム)

第8条 この研修カリキュラムは別紙に基づくものとする。

(研修終了の認定方法)

第10条 この研修の全課程を修了し、講義・実技・実習ごとの効果測定を適正に修了したものを養成研修修了者として認定する。なお、受講者がやむをえない事情により研修の一部を受講できなかった場合、補講等により、同等の知識が得られた場合には研修修了者と認定する。

又、効果測定を行ない合格点に到達しない場合、再度効果測定を実施し合格点に達するまで指導を行なうこととする。(暫定、小論文 400 字以上 800 字以内)

以上、各規程からの抜粋を掲載～ 後見支援員として後見業務を担う人材として、今後、育成を行っていきたい。

平成 29 年 5 月 5 日

特定非営利活動法人 NPO ひかり

理 事 会